

## **(公財) 日本リウマチ財団リウマチ登録薬剤師規則の経過措置に関する規程**

平成30年4月1日制定

リウマチ財団登録薬剤師規則（以下「規則」という。）が規定通り運用可能な期間までの2年間（平成31年9月30日まで）は過渡的期間として、以下の経過措置でリウマチ財団登録薬剤師の登録を行う。

規則第3条第1項第3号及び第2項第2号については、直近5年間に3回以上、発表又は参加の実績があることとし、規則第4条第2項第3号の要件を満たす書類等については、その証明となるプログラム、参加票、出張願、復命書等の提出によることとする。又、第4号の治験参加、第5号の災害発生時のリウマチ性疾患患者の薬学的管理指導に従事した場合（実地訓練を含む）については、教育研修会へ1回参加したものとして扱い、治験担当医師の署名による証明、担当医師の署名した従事記録を有すること。